

2020年2月17日

学生・教職員 各位

理事長 小林 弘祐
学 長 伊藤 智夫

新型コロナウイルス感染症の対応について(通知)【第5報】

2月12日の閣議了解等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、これまでの中国湖北省に加え、浙江省に滞在歴がある外国人等についても、本国への上陸拒否の対象とすることとされました。

つきましては、本学においても、これを受けて下記のとおり対応を図ることといたしますのでご留意ください。なお引き続き、一般的な予防対策として、日頃から、うがい、手洗い、マスク着用など感染予防対策を徹底するとともに、今後の伝播状況についても最新の関連情報に注意し、慎重な判断・行動をお願いします。

記

1. 中国(全域)への渡航・経由を予定している場合は、渡航・経由の中止を強く勧告します。(公務・私事問わず)
2. 中国(全域)から帰国する場合は、事前に所属学部・研究科等事務室へ連絡してください。
3. 中国(全域)から帰国した場合
 - ① 帰国時もしくは、帰国後14日以内に、発熱(37.5度以上)や呼吸器症状がある場合、他の人との接触を避け、マスクを着用して、すみやかに最寄りの「帰国者・接触者相談センター」に電話相談していただくとともに、センターから紹介された医療機関の受診結果を、所属学部・研究科等事務室にご連絡ください。
 - ② 帰国時に発熱(37.5度以上)や呼吸器症状がない場合であっても、経過観察のため、帰国後14日間は、不要不急の外出はできるだけ控え、外出時にはマスクの着用と朝夕の検温、及び症状観察を要請します。
 - ③ 経過観察中に症状が出現した場合には、上記①の対応とします。

4. 湖北省もしくは浙江省全域に在住または渡航した方と濃厚な(2m以内で30分以上会話するなど)接触があった場合
- ① 経過観察のため、接触後、接触日を0日として14日間の自宅待機を要請します。速やかに所属学部・研究科等事務室にご連絡ください。(欠勤扱いとしない。欠席は教育的不利益が生じないよう取り扱う。)
 - ② 自宅待機期間経過後は、健康状態について所属学部・研究科等事務室へ連絡し、発熱や息苦しさ等の呼吸器症状がないことを確認したうえで出勤・登校してください。
 - ③ 経過観察中に症状が出現した場合には、上記3-①の対応とします。
5. 研究者、留学生、研修者等の受け入れについて
- ① 中国(全域)からの受け入れは、延期もしくは中止してください。
 - ② 中国以外の地域から受け入れる場合は、来日後14日間は、朝夕の検温と症状観察を要請します。
6. 中国以外の地域から帰国した場合
帰国後14日間は、朝夕の検温と症状観察を要請します。

○関連情報ホームページ

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・帰国者・接触者相談センター(都道府県別)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- ・文部科学省新型コロナウイルス対策特設ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp> (PC版、スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

以 上

《本件問い合わせ先》

人事部(飯淵・石井・中村/03-5791-6192)

jinji@kitasato-u.ac.jp

国際部(岩本・花田/042-778-9730)

kokusai@kitasato-u.ac.jp